

令和８年８月２１日

川崎市議会議員 各位

まちづくり局長

令和８年８月千葉豪雨による被災者を対象とした市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅への受入れについて

令和８年８月千葉豪雨で被災された方に対し、市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅への受入れを行うこととし、８月２４日（月）から申込受付を開始しますので、お知らせいたします。

報道発表資料

「令和８年８月千葉豪雨による被災者を対象に市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅への受入れを行います」

【担当】まちづくり局 住宅政策部
市営住宅管理課 須山
電話０４４－２００－２９４６
（内線）３６６０１

令和8年8月千葉豪雨による被災者を対象に 市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅への受入れを行います

川崎市では、令和 8 年 8 月千葉豪雨で被災された方に対し、市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅への受入れを行うこととし、8 月 2 4 日（月）から申込受付を開始しますので、お知らせいたします。

1 提供戸数

1 7 戸（市営住宅 1 5 戸、川崎市住宅供給公社住宅 2 戸）

※上記提供戸数には、令和 8 年熊本地震による被災者を対象に受付中の戸数
（1 2 戸（市営住宅 1 0 戸、川崎市住宅供給公社住宅 2 戸））を含みます。

2 入居条件

（1）対象者

令和 8 年 8 月千葉豪雨で被災され、住まいに困窮している方

※罹災証明書を提出していただきます。入居時に罹災証明書の提出が難しい
場合は、後日の提出でも構いません。

（2）使用期間（一時避難期間）

原則 6 か月以内

（3）使用料・敷金・駐車場使用料等

免 除

※光熱水費・共益費は自己負担となります。

※各戸に浴槽、ガスコンロ、照明器具等を備えています。

（一部の公社住宅は、浴槽はなく、シャワー室のみとなります。）

3 申込受付の開始日

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）から

受付時間 8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで（受付は平日のみとなります。）

4 申込方法

以下の申込・お問合せ先へ電話で申し込み

5 申込・お問合せ先

市営住宅 川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 9 4 8

公社住宅 川崎市住宅供給公社事業部管理営業課

電話 0 4 4 - 2 4 4 - 7 5 7 7

【問合せ先】

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 須山

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 9 4 6（内線 3 6 6 0 1）